

五島市告示第 8 2 号

五島市電気自動車購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 2 8 日

五島市長 野 口 市太郎

五島市電気自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、五島市ゼロカーボンシティ計画に掲げる重点推進プロジェクトを早期に達成するため、予算の定めるところにより、電気自動車を購入した者に対し、電気自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成 1 6 年五島市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、電気自動車とは、搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を使用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）のうち、四輪のものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、電気自動車を購入した個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 電気自動車を購入した個人にあつては住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)の規定により五島市の住民基本台帳に記録されている者であつて、当該記録がされた日から 3 月以上経過しているものであること、又は電気自動車を購入した法人にあつては五島市内に事業所を有している法人であること。
- (2) 電気自動車を購入した者が当該電気自動車の自動車検査証に使用者として記載されていること。
- (3) 電気自動車を購入した者が当該電気自動車の自動車検査証に所有者として記載されていること。ただし、所有権留保付きローンを利用して当該電気自動車を購入した場合には、この限りでない。

- (4) 電気自動車を購入した個人にあっては補助金の交付を受けようとする者及びその同一世帯に属する者が、電気自動車を購入した法人にあっては補助金の交付を受けようとする者が、市税を滞納していないこと。

(補助の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる電気自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 購入した電気自動車が初度登録された月の末日から起算して3月を超えない車両であること。
- (2) 新車（未使用の自動車であって、法第7条に規定する新規登録を受けることとなるもの又は法第59条第1項に規定する新規検査を初めて受けることになるもの（軽自動車に限る。）をいう。）の電気自動車であること。
- (3) 補助金の交付申請の日において、購入した電気自動車が、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「振興センター」という。）が実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付対象車両として認定され、当該補助金の交付を受けていること。
- (4) 購入した電気自動車の自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が五島市内であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、電気自動車1台につき、10万円とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき、同一年度において1台を限度とする。

(申請書の提出期限)

第6条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、購入した電気自動車が初度登録された月の末日から起算して3月を経過する日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第4条第4号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 電気自動車購入事業実績書（様式第1号）
- (2) 補助対象自動車の購入に係る契約書又は請求書の写し
- (3) 補助対象自動車の購入代金の支払に係る領収書等の写し
- (4) 補助対象自動車の自動車検査証の写し

- (5) 振興センターが発行した補助金交付決定通知兼補助金の額の確定通知の写し
- (6) 補助対象自動車の写真
- (7) 補助金の振込先口座を確認することができる書類の写し
- (8) 補助対象者が個人の場合にあっては住民票の写し、法人の場合にあっては市内に事業所を有することを証する書類
- (9) 市税を滞納していないことを証する書類
- (10) 電気自動車購入費補助金交付請求書（様式第2号）
- (11) その他市長が必要と認める書類
（財産の処分の制限）

第8条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第22条ただし書の別に定める期間は、4年とする。

（補助金の交付手続の特例）

第9条 この補助金の交付については、規則第26条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による交付の決定及び額の確定の通知は、電気自動車購入費補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年5月28日から施行する。

（令和6年度における補助対象自動車等の特例）

2 令和6年4月に初度登録された電気自動車に関する第4条第1号及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「3月」とあるのは「4月」とする。